



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:大形(おかた)

労働者派遣法改正後の対応について

昨年9月30日に労働者派遣法の大幅な改正が実施されました。この改正に伴い、派遣先、派遣元ともに労働者派遣を行う際、運用方法等の変更が必要になりましたが、この改正から1年が経とうとしている現在、対応できているかどうか等、一部見直してみましょう。



■ 派遣先・派遣元管理台帳の記載事項について… 記載すべき事項に以下の内容が追加されました。

内 容	派遣先	派遣元
本人が無期または有期雇用であるか	○	○
本人が60歳以上であるか否か	○	○
就業した組織単位はどこか	○	○
雇用安定措置として講じた内容は何か ※1		○
段階的かつ体系的な教育訓練を行った日時と内容		○
業務内外での教育訓練を行った日時と内容	○	
キャリアコンサルティングを実施した日と内容 ※2		○

※1 雇用安定措置 (①～④のいずれか)

派遣元

- ①派遣先への直接雇用の依頼
- ②新たな派遣先の提供 (合理的なものに限る)
- ③派遣元事業主による無期雇用
- ④その他雇用の安定を図るために必要な措置

※2 キャリアコンサルティング

派遣元

- ①キャリアコンサルティングの知見を有する者が配置されている
- ②相談窓口を設置し、
- ③派遣労働者の意向に沿ったキャリアコンサルティングを実施することが必要。

■ 派遣労働者のキャリアアップ支援について… 派遣先、派遣元は次のような措置が必要です。

<(1) 正社員の募集情報の提供… その事業所で働く正社員を募集する場合>

派遣先の同一の事業所で同一の派遣労働者を継続して1年以上受入れている場合には、派遣労働者に対して、派遣先の正社員の募集情報を周知しなければなりません。 **派遣先**



<(2) 労働者の募集情報の提供… その事業所で働く労働者を募集する場合>

以下の場合、派遣労働者に対して、正社員に限らず派遣先の労働者の募集情報を周知しなければなりません。

- ① 派遣先の同一の組織単位の業務に、継続して3年間受け入れる見込みがある
- ② 派遣元事業主から、その派遣労働者を直接雇用する依頼があった

派遣先

<(3) 教育訓練の実施>

- ・派遣労働者に対し、毎年概ね8時間以上の教育訓練を実施しなければなりません。 **派遣元**
(派遣労働者のキャリアアップに繋がる内容であり、有給かつ無償であることにも注意)
- ・派遣労働者が教育訓練を希望した場合は、教育訓練を受けられるように可能な限り協力し、必要な便宜を図るように努めなければなりません。 **派遣先**



その他注意：特定労働者派遣の廃止

特定労働者派遣事業の届出だけで労働者派遣を実施している事業者は、平成30年9月30日以降に労働者派遣事業を行う場合は新たに許可申請が必要です。

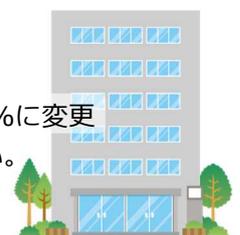
【平成27年9月30日施行 労働者派遣法 改正法の概要】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000->

[Shokuvouanteikvokuhakenvukiroudoutaisakubu/0000098917.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokuvouanteikvokuhakenvukiroudoutaisakubu/0000098917.pdf)

<その他> 平成28年9月より厚生年金保険料の保険料率が変わります。※一般は18.182%に変更
平成28年9月(10月給与徴収分)からの厚生年金保険料額は下記URLをご参照ください。

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2016/201608/0829.files/1.pdf>



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277